

「第2期清流の国ぎふスポーツ推進計画（素案）」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

意見募集期間：令和3年12月27日(月曜日)～令和4年1月25日(火曜日)

いただいた意見数：8名、27件

岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課

No.	該当箇所 (※県で整理した箇所)	ご意見 (※要旨を掲載)	ご意見に対する意見の考え方
計画全般			
1	—	競技スポーツアスリートのための計画となっており残念。県民の健全な心身の健康等に貢献し、非競争なスポーツであるウォーキングに、もっと注目すべき。	誰もが気軽に取り組める「ウォーキング」をスポーツ推進施策に取り入れることは、本計画が目指す、「すべての県民がスポーツの持つ力の恩恵（健康と生きがい）を得られる岐阜県」を実現するうえで重要だと考えています。このため、本計画でも、スマートフォンアプリを活用し、日々のウォーキングでポイントが貯まり特典が得られるスポーツポイント制度の創設や、期間中いつでもどこでも参加できるオンラインウォーキングイベントの開催、県内のウォーキングコース紹介も含めたスポーツ情報WEBサイトの構築などに取り組むこととしております。
2	—	スポーツ全般についての良い計画だと思う。	「誰一人取り残されないスポーツ立県・ぎふ」を目指し、スポーツ施策の推進に取り組んでまいります。
3	—	この計画でいう、スポーツの範囲は、eスポーツは入るのか。ウォーキングと散歩の違いは。家の階段の上り下りはスポーツに入るのか。	岐阜県清流の国スポーツ推進条例では、スポーツを「運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体の運動をいう」としており、本計画でもその考えに従って整理しております。具体的には、例えば、健康増進やトレーニング、レクリエーションを目的としたウォーキング（散歩）や階段昇降は含まれますが、生活のための階段昇降や単なる移動のための歩行はスポーツとはとらえておりません。また、現段階でeスポーツは身体運動ではないと考え、スポーツとはとらえておりません。なお、ウォーキングと散歩は、どちらもレクリエーションや健康増進を目的とした歩行であると考え、いずれもスポーツとしてとらえております。ご意見を踏まえ、本計画にスポーツの範囲を掲載するよう修正します。
4	—	オリンピック・パラリンピックに本県ゆかりの選手を輩出することが、県民の要望としてあるのか。	県民の代表である県議会議員の皆様などから、同旨の要望をいただいております。本県ゆかりの選手の活躍は、多くの県民を勇気づけ、ふるさとへの誇りや地域の活性化、競技に取り組む子ども達のモチベーションの向上に繋がると考えております。引き続き、オリンピック・パラリンピックの出場選手数を含めた目標に向けて、競技力の向上に取り組んでまいります。

No.	該当箇所 (※県で整理した箇所)	ご意見 (※要旨を掲載)	ご意見に対する意見の考え方
5	—	スポーツ指導者のほとんどがボランティアで指導しているため、その熱意に頼っている面が大きい。年間を通した指導で生計が立てられるような環境を整えるべき。例えば、クラブや企業でスポーツ指導者を雇用している実績を参考に、ぎふ清流国体時のように、県や各協会から要請が必要では。	ぎふ清流国体を契機として、優秀な選手・指導者の活躍を複数の企業で支える「岐阜方式」により設立したクラブチーム等への支援を継続するとともに、指導者が県内を拠点に活躍でき、かつ地域のジュニア世代等への定期的な指導が行える環境の整備や、選手が引退後も県内で引き続き指導者として活躍できるような支援も行ってまいります。
1 「第1期清流の国ぎふスポーツ推進計画」(H27~R3)の総括			
6	P 6~16 (2) 第1期計画の主な実績と課題	第1期計画の目標の未達成が多いが、その責任の所在や理由の検証による明確化がされていない。これでは第2期計画につながらないのでは。	目標が未達成だった原因と、それを踏まえた第2期計画での対応について、記載を充実するよう修正します。
7	P 14 V スポーツによる地域振興	第1期の総括で、「県を挙げて東京2020大会を盛り上げた」、と記載されているが、コロナ禍での聖火リレーの実施や大会開催に対しては賛否両論あり、盛り上がったのは一部の人のみではないか。	東京2020大会に対しては様々な意見があったことを踏まえ、「県を挙げて」の表現を削除します。
8	P 14、15、16 V スポーツによる地域振興 VI スポーツ環境の整備	第1期計画に記載されている施設等の整備や誘致活動に、どれだけの税金が使われているか教えて欲しい。	第1期計画期間中(H27~R3年度)におけるスポーツ施設費は、122億7,381万円です(施設管理費含む。R2までは決算額、R3年度は当初予算額)。また、国内外からの合宿誘致等関連事業費は、4億2,518万円です(R2までは決算額、R3年度は当初予算額)。
目指す姿			
9	P 30 基本目標	スポーツで「誰一人取り残されない」とはどういった意味か。スポーツとは、望む人ができる範囲で行えばよいと考えるが、「誰一人取り残されない」となると、強制的にスポーツをしなければいけないと思われるのがいかがか。	「誰一人取り残されない」という文言は、SDGs※の誓いから引用いたしました。スポーツは、すべての県民がその自発性のもとに各々の関心、適性等に応じて実施されるべきものであることを大前提に、スポーツをしたくてもできない方が多く存在するという課題に対応する主旨で記載しております。ご懸念のように、スポーツを強制するような誤解が生じることのないよう、丁寧な説明やPRに努めてまいります。 ※SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称で、2015年9月、国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す17の世界的目標

No.	該当箇所 (※県で整理した箇所)	ご意見 (※要旨を掲載)	ご意見に対する意見の考え方
I 生涯にわたる健康と生きがいづくりのスポーツ推進			
10	P 3 5 (2) 学校教育におけるスポーツの推進	部活動の地域移行は不要で、学校部活動は教員に代わり、公認されたコーチを呼んで実施すればよい。コーチが不足する場合は、近隣の複数学校で合同で指導するなどに対応。もしくは、休日の部活動に教員が従事した場合は、代わりに夏休み期間中の教員の休日を増やせばよい。	これまで部活動は、教員による献身的な勤務の下で成り立ち、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じておりました。そのため、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方の実現に向け、令和2年9月、文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において『令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が部活動に従事しないこととする』方針とされたところです。生徒にとって望ましい運動部活動を実現するため、引き続き、社会人指導者の派遣や合同部活動の推進に取り組んでまいります。
11	P 3 5 (2) 学校教育におけるスポーツの推進	部活動の地域移行に関し、教員に代わって指導を行う社会人指導者等を養成・確保するためには、それに見合った報酬や社会的地位を担保する必要がある。	部活動の地域移行には、指導に対する正当な報酬が必要となる一方、それにより受益者負担が増加することで部活動に参加できない生徒が生じることが懸念されます。このため、国においては、受益者負担の観点から生徒の保護者による負担や、地方自治体が減免措置等を講ずることが適切であるとしつつ、国による支援方策についても検討するとの考えを示し、議論が進められています。県としても、国の動きに注視しつつ、部活動の地域移行が段階的に始まる令和5年度に向け、実践研究を行いながら対応を検討してまいります。
12	P 3 6 (3) 学校外での子どものスポーツ環境の整備	学校卒業後のスポーツ実施の受け皿として、廃校の体育館やグラウンドを活用すればよく、指導者は公認資格をもったコーチや、定年退職した教員に依頼すればよい。	公認指導者資格をもった方や、定年退職した教員も想定しながら指導者の確保を進めていきます。廃校となった施設の活用については、まずは市町村立小中学校・県立高等学校それぞれの所管が、地域の実情に応じて活用を検討してまいります。
13	P 3 6 (3) 学校外での子どものスポーツ環境の整備	総合型地域スポーツクラブが、学校部活動の地域移行や学校卒業後のスポーツ実施の受け皿の一つとなるためには、人的な連携だけでなく、費用面の確保も重要である。	運営基盤に課題を抱える総合型地域スポーツクラブへの支援を継続していくとともに、部活動の地域移行が段階的に始まる令和5年度に向け、実践研究を行いながら、費用負担の課題も含めて検討してまいります。
14	P 3 8 3 生涯スポーツの基盤となる施策の継続	学習塾と同様に、スポーツは「お金がかかる」ということを県民に意識してもらう。	指導に対する正当な報酬の財源確保やスポーツ施設の維持管理のため、受益者負担の考え方は重要である一方、負担が増加することによりスポーツに参加できない人が生じることが懸念されます。このため、双方のバランスをとりながら、できるだけ多くの県民の皆様がスポーツを実施いただける環境づくりを進めてまいります。

No.	該当箇所 (※県で整理した箇所)	ご意見 (※要旨を掲載)	ご意見に対する意見の考え方
II 世界や全国を目指すアスリートの競技力向上			
15	P 4 0～4 3 II 世界や全国を目指すアスリートの競技力向上	「誰一人取り残されないスポーツ立県・ぎふ」を達成させるためには、オリンピック等を目指したトップアスリートの育成に莫大な税金を費やすよりも、一人でも多くの県民のスポーツができる環境整備にすべてを集中した方がよいのでは。	本県ゆかりの選手の活躍は、多くの県民を勇気づけ、ふるさとへの誇りや地域の活性化、競技に取り組む子ども達のモチベーションの向上に繋がるとともに、スポーツで世界や全国を目指したい県民を支援することも「誰一人取り残されないスポーツ立県・ぎふ」のため重要であると考えます。「生涯にわたる健康と生きがいづくりのスポーツ推進」や「世界や全国を目指すアスリートの競技力向上」などを含めた5つの柱で、バランスよく計画を推進してまいります。
16	P 4 0～4 3 II 世界や全国を目指すアスリートの競技力向上	開催期間も出場選手も知られていない国体よりも、FC岐阜、大垣ミナモ、飛騨高山ブラックブルズの強化に予算を使った方が、県民に対するアピール度は大きいのでは。	県内トップチームの活躍は、競技に取り組む子どもたちのモチベーションの高まりや地域の活性化に繋がるとの考えのもと、トップチームへの強化支援を行っております。また、これらのチームの活躍をより多くの県民の皆様にご覧いただくことも課題と考えており、今後は、所属選手によるスポーツ教室等の地域貢献活動の推進やチームが連携して行うファン獲得に向けたPR強化にも支援を行ってまいります。なお、本県が誇る国体出場選手やその競技結果についても、より多くの県民の皆様にご覧いただけるよう効果的な情報発信に努めてまいります。
17	P 4 1 (1) 指導者の養成	長期の目標を持って選手を養成する指導者が足りない。ジュニアから成年まで一貫した養成計画を持つ必要がある。	引き続き、効果的な選手の育成に取り組む競技団体に重点を置いたメリハリのある支援を行ってまいります。
18	P 4 2 (4) 特殊器具の整備	競技力向上に向けた環境整備として、本計画素案に記載されている「特殊な競技用器具の整備支援」と同様に、民間が所有する特殊で貴重な競技用施設を維持していけるような支援策について検討して欲しい。	現在の県の財政状況では、施設の整備に対する新たな補助制度の創設は困難と考えます。総合型地域スポーツクラブへの運営基盤強化支援を継続しつつ、スポーツ振興くじ(toto)助成の活用を促すなど、可能な対策を検討していきたいと思っております。
III 障がい者の活躍を広げるパラスポーツの推進			
19	P 4 4～P 4 8 III 障がい者の活躍を広げるパラスポーツの推進 全般	パラスポーツの指導者が少ない。	パラスポーツの指導者の確保に向けては、初級障がい者スポーツ指導員の養成講習会の開催やその活躍の幅を広げるためのパラスポーツ教室への派遣を継続するとともに、新たに、健常者競技団体の指導者にパラスポーツの指導者として活躍いただくための資格取得の促進や選手とのマッチングをサポートしてまいります。
20	P 4 4～P 4 8 III 障がい者の活躍を広げるパラスポーツの推進 全般	パラスポーツの普及拡大やPRの実施が必要。	パラスポーツの普及拡大に向けては、新たに、障がいのある人もない人も参加できるパラスポーツの交流大会等の各圏域での実施や、より多くの方がパラスポーツ教室に参加いただけるようなPRの強化を図ってまいります。

No.	該当箇所 (※県で整理した箇所)	ご意見 (※要旨を掲載)	ご意見に対する意見の考え方
IV 地域資源を活かしたスポーツによるまちづくり			
V 誰もが楽しめるスポーツ環境の整備			
21	P 5 4 施策目標	数値目標に「トイレの洋式化率85%」とあるが、この理由は。なぜ100%ではないのか。	県有スポーツ施設としましては、洋式トイレの普及状況等から、洋式化率100%を目指して改修事業を推進しております。しかしながら、その他の改修工事との優先度や財政状況など勘案すべき課題が多いため、本計画の終期である令和8年度末の目標値として85%を掲げております。
22	P 5 5 1 県有スポーツ施設の整備	スポーツ振興には施設が必要であり、市町村のみでの施設整備は資金面で限界があることから、県からの支援を検討して欲しい。	市町村によるスポーツ施設の新設や改修への支援につきましては、現在の県の財政状況上、新たな補助制度の創設は困難と考えます。活用できる既存補助事業や国の補助事業、スポーツ振興くじ（toto）助成について、市町村へ情報提供してまいります。なお、県において整備する必要がある県有スポーツ施設の新設については、引き続き、そのニーズを見定めながら、検討を行ってまいります。
23	P 5 5 1 県有スポーツ施設の整備	岐阜地区におけるスポーツ施設や一部種目の専用施設は充実しているが、その他の地区においては、県と市町村が協力し、宿泊機能のあるスポーツ拠点施設を整備してはどうか。	No.22と同じ
24	P 5 5 1 県有スポーツ施設の整備	長良川球技メドウの劣悪な芝の改善、既存サッカー場の天然芝化など、今すぐにできることが多々あるのでは。静岡県には、誰でも使用できる天然芝サッカー場がいくつかある。	限られた財源のなかで、引き続き、優先度を見極めながら、計画的な整備を推進してまいります。なお、長良川球技メドウにつきましては、芝生の質向上等のため、令和2年度から冬芝の種子蒔き（オーバーシード）を実施、令和3年度には散水設備の改修を行うなど競技環境の向上に努めています。
その他			
25	P 5 8、5 9、6 0 計画実現のための役割	「計画実現のための役割」に、「市町村」はあるのに、「県」はなぜないのか。	計画実現にあたり、県が実施すべきことは、計画本文に盛り込まれていることから、「計画実現のための役割」の項目には記載しておりません。
26	P 5 8、5 9、6 0 計画実現のための役割	「期待されています」「期待されます」という表現が多いが、各団体に「期待されている」という意識・認識はあるのか。あるのなら、各団体からのコメントも掲載して欲しい。	各団体には本計画策定の初期の段階からご協力いただいております。計画の実現に向けた役割についても、十分にご認識いただいております。その点について各団体からのコメントをいただき、計画に掲載する必要はないと考えております。
27	P 5 8、5 9、6 0 計画実現のための役割	公民館・公民館活動、他団体と上手く協力して、スポーツ推進施策を進めるとよい。	公民館を設置する市町村や、公民館を拠点に活動される市町村スポーツ推進委員、スポーツ関係団体等の皆様と連携し、着実かつ円滑に本計画の実現に向けて取り組みます。